

## 日本標準産業分類の一般原則（「分類の基準」）に関する検討

## 1. 課題

## (1) 現行の一般原則（「分類の基準」）（第13回改定時、2013年(H25)10月）の記載内容

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）
  - (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）
  - (3) 原材料の種類及び性質、サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類
- なお、分類項目の設定に当たっては、事業所の数、従業者の数、生産額、販売額等も考慮した。

## (2) 指摘されている課題

## ア 第13回改定時の統計委員会の答申

「第3項 分類の基準」において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

## イ 委員からの指摘（第2回産業分類検討チームにおける発言）

## 【意見A】

ISICは生産技術の類似性も基準にした分類構造となっているが、現行の一般原則の「分類の基準」は必ずしも明確ではない。例えば、(3)の「サービスの対象」という文章中の「対象」が何を指すのか、サービス提供の対象なのか、サービスの内容なのかが分かり難いものとなっているなどISICの考え方とは異なっており、文章としても内容が不明確なので、順番の入れ替えや文章の見直しを検討する必要があると考える。

## 【意見B】

一般原則の「分類の基準」の(3)は、需要サイドと供給サイドの概念が混在しているので改めるべきであるし、(2)が最初に記載されるべきだとも考える。そういう意味から「分類の基準」は見直した方が良いと思う。また、ISICの例で言うと、ISICは細かいところは供給サイド、粗いところは需要サイドの記載を認めているように、産出物の特性と用途の両方の要素がある。そのISICに完全に合わせるべきかどうか、またはISICとの整合性をどこまで図るのかについてはしっかりと議論する必要があると考える。

### (3) 指摘されている課題の整理

上記の課題をまとめると以下の3点に要約できると考えられる。

#### 【課題①】 需給の概念整理

需要サイドと供給サイドの概念が混在（供給サイドの内容が最初に記載されるべき）しており、順番を入れ替える検討が必要。

#### 【課題②】 文章の見直し

記載内容が分かりやすくなるよう文章を見直す検討が必要（例えば、「サービスの対象」の「対象」の内容が不明）。

#### 【課題③】 ISIC との整合性

ISIC は生産技術の類似性も基準にした分類構造であり、上位側の分類は需要サイド、下位側の分類は供給サイドの記載がなされ、両面がある。ISIC との整合性をどの程度まで図るのかの議論が必要。

## 2. JSIC における「分類の基準」の記載内容の経緯

JSIC における「分類の基準」の変遷は（別紙1）の通りである。現行の「分類の基準」の原型は1984年の第9回改定時に記載された。しかしながら、その当時以前の議事録等が見当たらないため、1957年の第4回改定時の記載内容からどのような議論を経て変更されたかの確認はできない。

ただし、第4回改定時の記載内容と比べると、「事業所の技術的構造」から「財貨生産又はサービス提供の方法（設備、技術など）」へと変更されており、供給側の視点を少し充実させたと考えられる。また、「サービスの対象及び取り扱われるもの（商品など）の種類」が追記されており、サービス関係の分類の位置付けを説明し易くしたものと想像される。

## 3. ISIC における「分類基準」の基本的な考え方

ISIC における分類基準の考え方に該当する部分を（別紙2）に引用している。ISIC は4部構成となっており、「第1部 序論」に基本的な分類の考え方が記載されている。

そのうち、第I章の第7節から第12節が「原則、定義、分類ルール」に該当する節であり、特に第7節に基本的な考え方が記載されている。また、第II章の第38節から第45節までに「分類を構築する上での基本原則」が記載され、第39節には「生産志向あるいは供給ベースのコンセプト上の枠組み」等が示されている。

さらに、第41節では、「生産技術にウェイトを限定する必要性が発生しない」旨が記載されており、分類の概念を示しつつも、概念上の整理通りには必ずしも固執していないことも明示されている。

#### 4. 14回改定に向けた修正素案

1 (3)「指摘されている課題の整理」に記載した課題に加え、以下の ISIC の主旨も踏まえて（別添）のような4つの修正素案を作成した。

【ISIC 第1部 第1章 概要 第7節 原則、定義、分類ルール】（抜粋）

- ISIC の原則や基準はこれまで変わっておらず、財、サービス及び生産要素に関するインプット、生産プロセスと技術、アウトプットの特徴、アウトプットの用途に基づいている。
- ISIC の最も細かいレベルの分類では、特にサービス関連のクラスに関して、個々のクラスを定義する場合に、生産プロセスや技術が重要視されてきた。
- より上位レベルでは、アウトプットの特徴及びその用途が分析に役立つカテゴリーを形成するために重要だと考えられている。
- 多様な分析目的に応えるためには、また長期にわたる継続性を確保するためには、これらの基準を厳格に適用することが有用であるとは証明されていない。
- 分類作業において、これらの基準のそれぞれに適用されるウェイトは、今後、変化し続けると考えられる。

また、現行の「分類の基準」(3)に記載されている『サービスの対象』と『取り扱われるもの（商品等）の種類』の対象が不明であると指摘されているため、（別添）の4つの修正素案に共通して以下のように変更している。

現行の表現	修正素案	理由
サービスの対象	サービスの提供先	「サービスの対象」では、個人、法人を問わず、すべてのサービスを利用する主体や事象が含まれると考えられ、意図する内容が不明確である。 このため、第11回改定時における産業分類部会の専門委員等の発言内容を参考にして、「提供先」と修正し、個人、法人等の区別がより想起しやすようにした。
取り扱われるもの（商品等）の種類	サービスで取り扱われる商品等の種類	何によって「取り扱われる」かが不明であるため、「サービスで」を「取り扱われる」の前に追加した。 また、「もの」は有形物だけではなく無形のサービス等も含まれると考えられるが、多くは卸売業・小売業で扱われる有形物と考えられるため、「商品等」とした方がより分かりやすくなると考えられる。

## 「分類の基準」の修正素案

No	修正素案	修正の考え方等
1	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） (2) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等） (3) 原材料の種類及び性質、サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	現行の(2)は供給サイドの記載（生産設備や生産技術等）であり、(1)は需要サイドの記載であるため、記載の順番を入れ替えた。 ⇒ 供給サイドの位置付けを明確化
2	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等）、原材料の種類及び性質 (2) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等）、サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	現行の(3)の記載内容を供給サイドと需要サイドに分離した上で、それらを上述のNo1の(1)と(2)に追記した。 ⇒ 供給サイドと需要サイドの記載内容を二分し、それらが分かりやすくなるよう明確化
3	(1) 財の生産又はサービス提供の方法（設備、技術等） (2) 原材料の種類及び性質 (3) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途、機能等） (4) サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	分類の3つの基準の説明として記載されている『主として次のような諸点に着目して区分し』の主旨も踏まえ、現行の(3)の記載内容を供給サイドと需要サイドに分離した上で、前半を供給サイド、後半を需要サイドの記載内容とした。 ⇒ 諸点に着目してこれまでの産業分類が作成され、その後に改定されてきた経緯を踏まえると、より説明が容易となる可能性がある。
4	(1) 財の生産又はサービスの提供に必要な原材料等の種類及び性質 (2) 財の生産又はサービスの提供に伴う生産技術又は設備等 (3) 生産される財又は提供されるサービスの用途又は機能等 (4) サービスの提供先及びサービスで取り扱われる商品等の種類	ISICの記載を参考にしつつ、上述のNo3を基に一部修正した。 若干の説明を加えた原材料等の記載を(1)に移し、(2)では括弧を外してより具体的に分かるようにした。また、(3)でも括弧を外してより具体的に分かるようにした。 ⇒ 前半の供給サイドと後半の需要サイドの区別がより分かりやすくなることが期待

【補 足】 以上の修正案はいずれも、【課題①】～【課題③】を踏まえて修正している。

## 5. 箇条書きの基準以外に関連する記載内容

### (1) 一般基準（「分類の基準」）

箇条書きの基準以外の記載部分については、現行の記載と同主旨の記載をすることが適当と考えている。

他方、箇条書きの基準が一部修正される見込みであり、修正された場合には、その考え方を簡潔に記載することが可能かを検討する。

### (2) 統計委員会による答申

#### ① 経緯

過去の改定時の統計委員会による答申では、改定に至ることになった経緯等も記載されてきている。

#### ② 補足事項

今回の改定の検討に際しては、第2回産業分類検討チームで配布された資料1の「今後の検討の進め方（案）」等を踏まえて議論されることになる。

その際、「生産技術の類似性の観点からの見直し」等については、国連における議論や ISIC に記載されている考え方等も参考にしつつ検討が進められることになるが、これまでの分類の継続性、利用者の利便性、実査の可能性のほか、生産活動の特徴等が考慮されると、それらの方向性に十分適応し難い場合が推察される。このため、一般基準（「分類の基準」）の記載内容を踏まえた上で、答申においては、それらの主旨が簡潔に記載されることが想定される。

例えば、現時点では以下の案が考えられる。

本基準は、国際連合による分類の考え方等も参考にしつつ、下位側の分類において、生産技術や原材料の種類等といった供給側の概念を見据えた分類項目とすることを基本的な方向性として検討がなされて改定されたものである。しかしながら、分類項目の中には、これまでの分類の継続性、利用者の利便性、実査の可能性のほか、生産活動の特徴等を踏まえれば、先の基本的な方向性に十分に適応することが困難なものがある。